

JPMアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信／海外／株式

2014.8.14

この目論見書により行うJPMアジア株・アクティブ・オープン(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月13日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成26年2月14日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成26年6月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 22,800億円(平成26年6月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してさせていただきますようお願いいたします。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年2回	アジア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
 ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を除くアジア各国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 投資対象国の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

- 投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

＜ベンチマークの構成国＞

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン
(平成25年11月末現在)

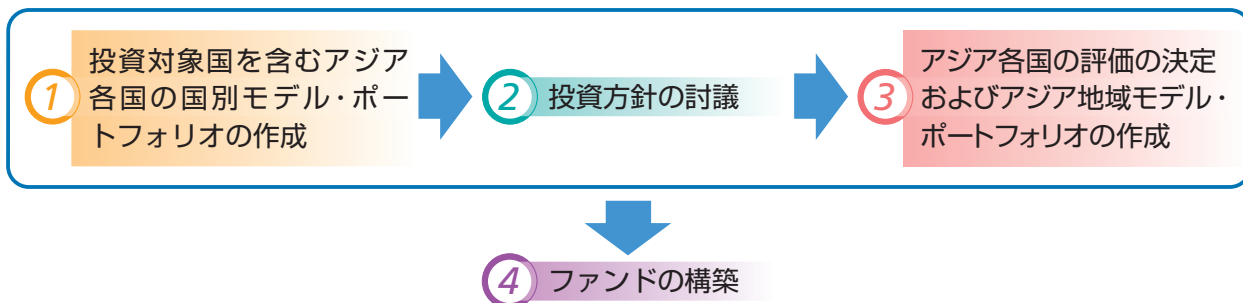
(注) ベンチマークの構成国は変更される場合があります。また、投資対象国市場の構造変化等によってはベンチマークを見直す場合があります。なお、ベンチマークについてはファンドの特色4をご覧ください。

- 投資対象国を含むアジア地域の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。
- アジア地域における年間約7,000件* (平成24年実績)の企業取材*を基に、銘柄選択を行います。

*「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループにおいて、アジア・太平洋地域の株式運用を行うチームにおける年間延べ取材件数です。企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

- 「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

＜運用プロセス＞



1 投資対象国を含むアジア各国の国別モデル・ポートフォリオの作成

企業取材を踏まえ、各企業の事業内容、財務・経営状況、収益性、株価の割安度・割高度等の分析を行い、評価の高い銘柄を中心に業種分散、流動性等にも配慮しながら国別モデル・ポートフォリオ*を作成します。国別モデル・ポートフォリオは、ファンドの投資対象国を含むアジア各国について作成し、投資対象国につき、他のアジア諸国から受ける影響や相対的な魅力度を判断して、②以下のプロセスで活用します。

* モデル・ポートフォリオとは、参考となる標準的な構成銘柄等の一覧をいいます。

2 投資方針の討議

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループからの金利、為替動向等の情報を参考にしながら、①で作成されたアジア各国の国別モデル・ポートフォリオを確認し、各国市場の投資魅力度について討議します。

3 アジア各国の評価の決定およびアジア地域モデル・ポートフォリオの作成

②の討議の結果に基づき、アジア各国市場の投資魅力度について評価します。その評価に基づき国別配分を決定し、アジア各国の国別モデル・ポートフォリオを組み合わせたアジア地域全体のモデル・ポートフォリオを作成します。

4 ファンドの構築

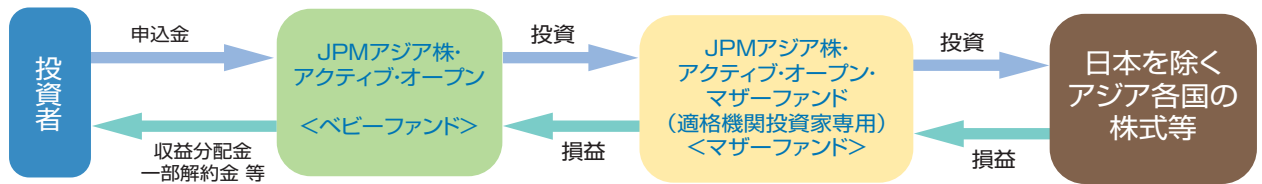
ファンドの投資目的、リスク等を考慮し、①で作成された投資対象国の国別モデル・ポートフォリオおよび③で作成されたアジア地域全体のモデル・ポートフォリオにおける投資対象国の組み入れ比率を参考にしながら、ファンドの組入銘柄とその比率を決定します。

2 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

3 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

4 ファンドのベンチマークは、MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）とします。

ファンドは、ベンチマークを長期的に上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本）は、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）は、同社が発表したMSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

■ 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

■ 収益の分配方針

- 年2回の決算時(5月・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

*3 評価益を含みます。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に外国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株 価 変 動 リ ス ク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

為 替 変 動 リ ス ク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

カ ン ト リ ー リ ス ク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ 株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・ 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

委託会社から委託されたグループ内の他の会社では運用部門から独立した部門が以下に掲げるリスク管理を行います。

- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック

3

運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年6月10日	設定日	1998年11月30日
純資産総額	175億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
27期	2012年 5月	100
28期	2012年 11月	100
29期	2013年 5月	100
30期	2013年 11月	100
31期	2014年 5月	100
	設定来累計	6,700

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

国別構成状況

投資国 ^{*1}	投資比率 ^{*2}
中国	26.2%
韓国	19.8%
台湾	17.6%
香港	17.4%
タイ	5.7%
その他	9.2%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 ^{*2}
香港ドル	43.2%
韓国ウォン	19.8%
新台幣ドル	17.6%
タイバーツ	5.7%
シンガポールドル	3.9%
その他	5.7%

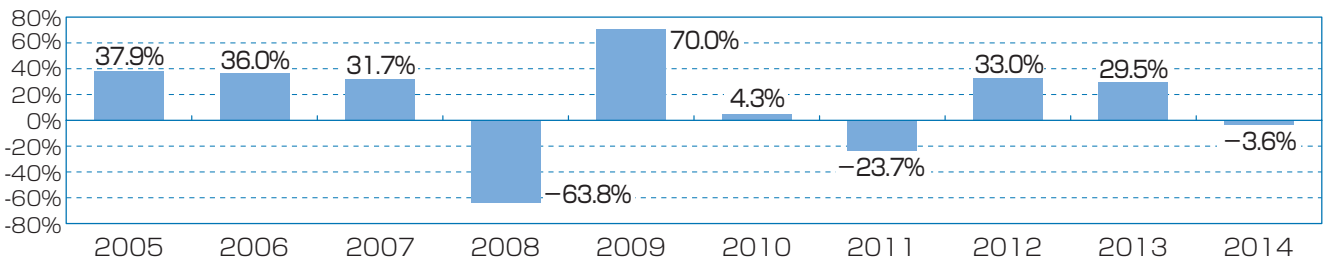
業種別構成状況

業種	投資比率 ^{*2}
半導体・半導体製造装置	17.6%
銀行	15.9%
資本財	8.0%
保険	7.9%
エネルギー	7.0%
その他	39.5%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 ^{*1}	通貨	業種	投資比率 ^{*2}
1	三星電子	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	6.8%
2	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	5.9%
3	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	4.8%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	4.6%
5	聯発科技	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	3.2%
6	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	3.0%
7	銀河娛樂	香港	香港ドル	消費者サービス	2.9%
8	長江実業(集团)	香港	香港ドル	不動産	2.8%
9	和記黄埔	香港	香港ドル	資本財	2.4%
10	中国平安保險(集团)	中国	香港ドル	保険	2.4%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)={ (年末営業日の基準価額+その年に支払われた収益分配金(税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

*2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年6月10日までのものです。

*当ページにおける「ファンド」は、JPMアジア株・アクティブ・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。

*2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。 スイッチングによる購入の場合も、購入申込日の翌営業日の基準価額とします。 スイッチングについては、下記「スイッチング」をご参照ください。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	解約の場合は換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 買取の場合は換金申込日の翌営業日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額とします。(当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。) 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	香港証券取引所の休業日(半休日を含みます。)には、購入・換金の申込受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成26年2月14日から平成27年2月16日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1 緊急事態が発生し、ファンドへの追加信託がファンドの適正な運営を害すると委託会社が判断した場合に、購入申込みの受付を中止することがあります。 2 以下の場合に換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受けられた換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成10年11月30日です。)
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・一部解約によりファンドの受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年5月15日および11月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年2回の決算時に、委託会社が分配額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	JPM中小型株・アクティブ・オープンまたはJPM日本株・アクティブ・オープンの受益者が、その換金した手取金をもってJPMアジア株・アクティブ・オープンの購入申込みを行うことができます。当該スイッチングの取扱いの有無については販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>手数料率は3.24%(税抜3.0%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチング*による申込みの場合は、無手数料とします。 *スイッチングは販売会社によっては取扱わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対して年率1.6524%(税抜1.53%)がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。</p>		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.108% (税抜0.10%)
その他の費用・手数料	<p>1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 ・有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・外貨建資産の保管費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 (注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。 2 純資産総額に対して年率0.0216%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間324万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。</p>		

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	<p>配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)</p>
換金(解約・買取)時 および償還時	所得税および地方税	<p>譲渡所得として課税されます。 換金(解約・買取)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)</p>

(注1) 上記は、平成26年6月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2) 少額投資非課税制度(愛称「NISA(ニーサ)」)をご利用の場合は、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注3) 法人の場合は上記とは異なります。

(注4) 税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management

JPMアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書(請求目論見書)2014. 8. 14

JPMアジア株・アクティブ・オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月13日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成26年2月14日に生じています。

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドの課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。

設定・運用は

JPモルガン・アセット・マネジメント

発行者名	: J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 猪股 伸晃
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	15
4【手数料等及び税金】	18
5【運用状況】	22
第2【管理及び運営】	29
1【申込（販売）手続等】	29
2【換金（解約）手続等】	30
3【資産管理等の概要】	31
4【受益者の権利等】	34
第3【ファンドの経理状況】	35
1【財務諸表】	37
2【ファンドの現況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	50
第三部【委託会社等の情報】	51
第1【委託会社等の概況】	51
基本用語の解説	83
約款	84

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

JPMアジア株・アクティブ・オープン（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えてください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「(5) 申込手数料」は含みません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(5) 【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率*は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

- ② 自動けいぞく投資契約*¹に基づいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチング*²により当ファンドの受益権を取得する場合は、無手数料とします。

* 1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

* 2 「スイッチング」とは、JPMアジア株・アクティブ・オープン約款（以下「信託約款」といいます。）付表Ⅱに掲げる「別に定める各信託」の受益者が、該当する信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングは販売会社によって取扱わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあります。

- ・「一般コース」……………収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。
- ・「自動けいぞく投資コース」……………収益分配金が税引き後、再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成26年2月14日から平成27年2月16日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金*を当該販売会社に支払うものとします。取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

* 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

- ① 申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。
- ② 日本以外の地域における受益権の発行はありません。
- ③ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しました。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

- ⑤ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、当ファンドの信託約款の定めにより、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請できることから、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を、受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請（以下「振替受益権化」といいます。）しました。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、委託会社は当該申請をしていません。当該受益証券については、今後信託期間中において委託会社が保有者から受益証券の提示を受けて確認した後当該申請を行うものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、日本を除くアジア各国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用*を行います。

* 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類*¹—追加型投信／海外／株式

属性区分*²—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））*³

*³ マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年2回

投資対象地域：アジア

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ*⁴：なし

*⁴ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

*¹ 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年2回： 目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	アジア： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」…目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」…目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	
	年12回 (毎月)	アジア		
		日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

本書中で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。委託会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

パシフィック・リージョナル・グループ (アジア・太平洋地域グループ) 略称：PRG

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に所属するポートフォリオ・マネジャーで横断的に構成されたPRG株式運用ストラテジーまたは行動ファイナンス株式運用ストラテジーに基づく運用を行うグループです。PRG所属のポートフォリオ・マネジャーは、互いに情報交換し、各銘柄の調査・分析を行っています。

PRG株式運用ストラテジー

企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行う株式運用戦略です。具体的には、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。当運用戦略は、PRGが運用を担当しています。

PRGアジア株式運用チーム

PRGに所属するポートフォリオ・マネジャーのうち、PRG株式運用ストラテジーにより主にアジアの株式の運用を担当する国別スペシャリストおよび地域スペシャリストの総称です。「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社で横断的に構成されているため、同一の法人に所属しているとは限りません。

国別スペシャリスト

PRGアジア株式運用チームにおいて、それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。

地域スペシャリスト

PRGアジア株式運用チームにおいて、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。

企業取材

企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

ボトムアップ・アプローチ

経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。

ベンチマーク

ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本）

MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc. に帰属しています。

MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）は、同社が発表したMSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

カバード・ワラント

オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいいます。

株価連動社債

ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。

国別モデル・ポートフォリオ

国別スペシャリストが構築するその国の銘柄のみで構成されたモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）のことをいいます。

① マザーファンドを通じて、投資対象国の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

● 投資対象国は、ベンチマークの構成国*とします。

＜ベンチマークの構成国＞

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン
(平成25年11月末現在)

* ベンチマークの構成国は変更される場合があります。また、投資対象国市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。ベンチマークについては、後記④をご参照ください。

● 投資対象国を含むアジア地域の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。

● PRGが行うアジア地域における年間約7,000件*（平成24年実績）の企業取材を基に、銘柄選択を行います。

* PRGにおけるアジアの株式についての年間延べ取材件数です。

● 「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

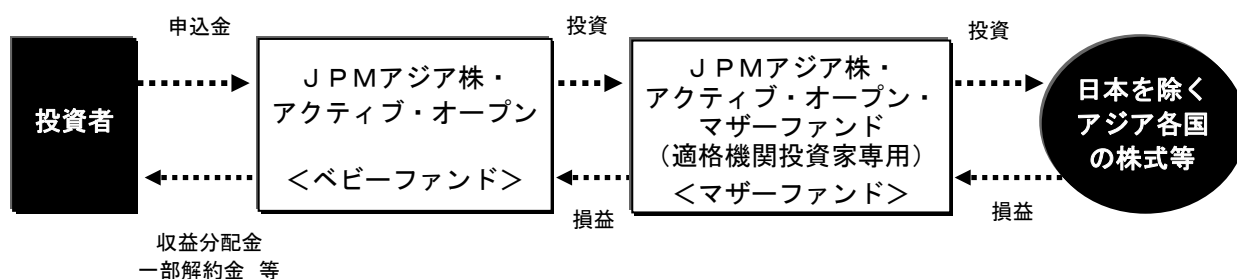
② 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、当ファンド・マザーファンド共、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

③ 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



④ 当ファンドのベンチマークは、MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）とします。

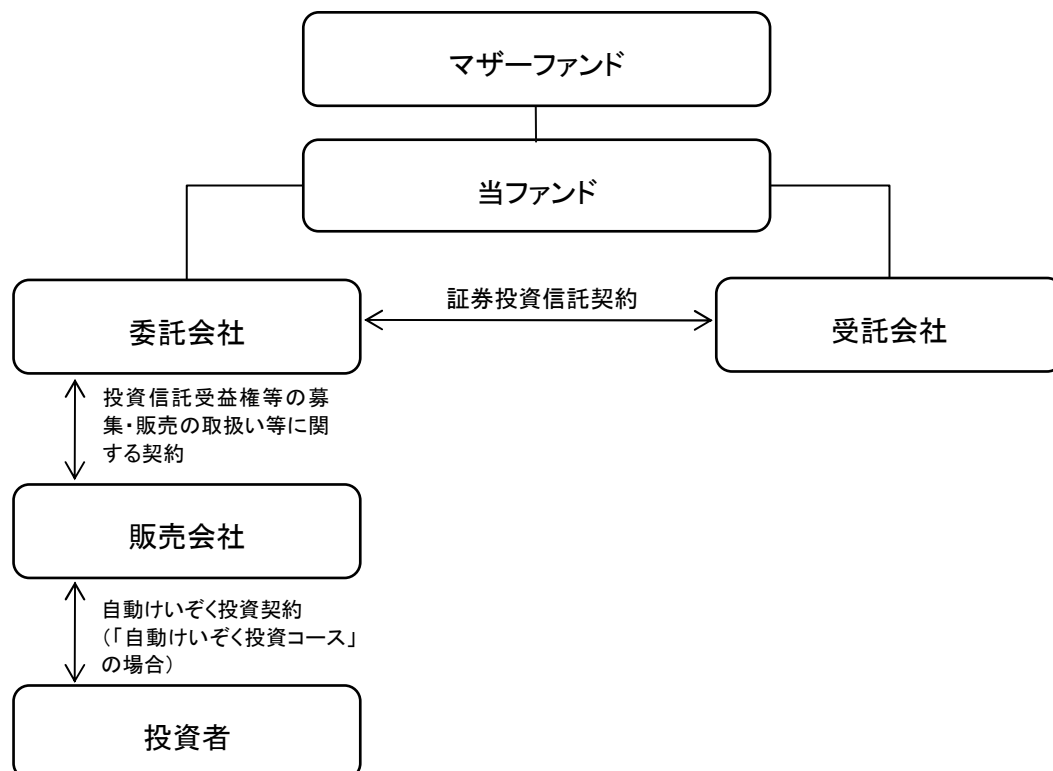
当ファンドは、ベンチマークを長期的に上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成10年11月30日	当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始
平成15年2月7日	マザーファンドの信託契約締結、設定およびファミリーファンド方式の運用開始
平成25年2月15日	当ファンドおよびマザーファンドの名称変更、ならびにマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託の解除

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

② みずほ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（平成26年6月末現在）

- ② 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号
- ③ 設立年月日 平成2年10月18日
- ④ 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

- ⑤ 大株主の状況（平成26年6月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

- ① 当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。
- ② マザーファンドは、日本を除くアジア各国の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資し、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

（ロ）投資態度

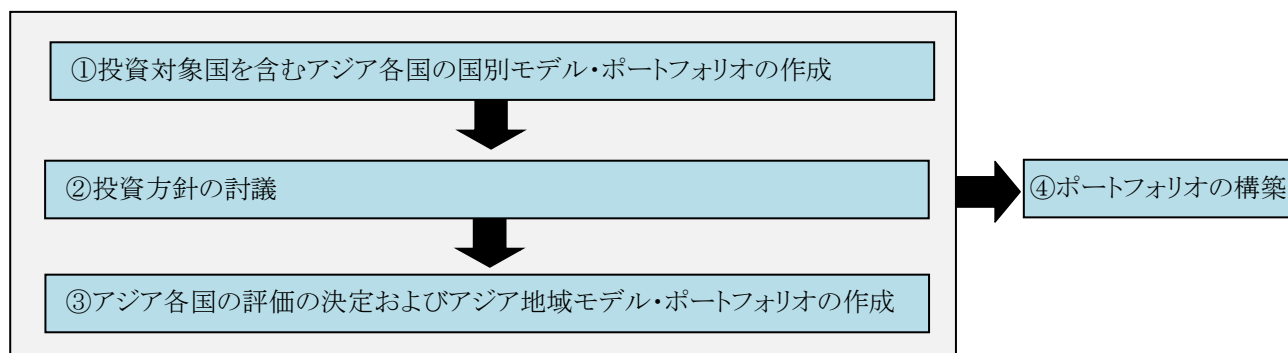
マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用は、委託会社において、PRGアジア株式運用チームの国別スペシャリストまたは地域スペシャリストであるポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が、PRG株式運用戦略に基づいて行います。

マザーファンドは、前記（イ）②の株式に主として投資します。また、当該株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債にも、一定の範囲内において投資することがあります。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



① 投資対象国を含むアジア各国の国別モデル・ポートフォリオの作成

国別スペシャリストが、それぞれの担当国に特化して現地に密着した企業取材を行い、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

- ◆ビジネスの構造的な質（長期的な視点）：業種としての魅力、業種内での競争力、財務・経営状況等による企業の安定性、資本構成、経営者の質、配当政策等
- ◆期待される相対的な株価収益（短中期的な視点）：株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向、流動性、情報の量と質等

前記の分析に基づき、国別スペシャリストは、株価収益が各国市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を1～5の銘柄評価（1＝もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、5＝もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。1または2と格付けされた銘柄を中心に、国別スペシャリストにより、業種分散や流動性等にも配慮しながら国別モデル・ポートフォリオが作成されます。国別モデル・ポートフォリオは、投資対象国を含むアジア各国について作成し、投資対象国につき他のアジア諸国から受ける影響や相対的な魅力度を判断して、後記②以下のプロセスで活用します。

② 投資方針の討議

週次で開催されるPRGミーティングにおいて、国別スペシャリストと地域スペシャリストは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ内で提供される金利、為替動向等の情報を参考に、PRG株式運用ストラテジーに基づいた投資方針の鍵となる以下の確認・討議を行います。

- ◆前記①で作成されたアジア各国の国別モデル・ポートフォリオの確認
- ◆後記③でアセット・アロケーション委員会により決定される国別評価の土台となる、アジア各国市場の投資魅力度についての討議

また、前回のPRGミーティングの討議内容、および前回の後記③のアセット・アロケーション委員会で決定された国別評価についての検討・議論も行います。

③ アジア各国の評価の決定およびアジア地域モデル・ポートフォリオの作成

前記②におけるPRGミーティングでの討議に基づき、隔週で開催されるアセット・アロケーション委員会において、アジア各国市場の投資魅力度につき国別評価を決定します。各国市場の株価収益がアジア市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、1～5の国別評価（1＝もっともアジア市場を上回る株価収益が期待できる国、5＝もっともアジア市場を下回ると思われる国）に格付けします。この国別評価に基づき国別配分を決定し、前記①で作成されたアジア各国の国別モデル・ポートフォリオを組み合わせ、アジア地域全体のモデル・ポー

トフォリオを作成します。

④ ポートフォリオの構築

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記①で作成された投資対象国の国別モデル・ポートフォリオおよび前記③で作成されたアジア地域全体のモデル・ポートフォリオにおける投資対象国の組入比率を参考にしながら、マザーファンドの投資目的、リスク、投資ガイドライン*等を考慮し、マザーファンドのポートフォリオの組入銘柄およびその比率を決定します。なお、前記の運用プロセスを経ることにより、組入銘柄は銘柄評価が1または2の銘柄が中心となりますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、評価が上位の銘柄の非保有や、評価が下位の銘柄の保有が生じる場合があります。

* 後記「(3) 運用体制」をご参照ください。

為替ヘッジについて

当ファンドおよびマザーファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いません。

(2) 【投資対象】

当ファンドの投資対象および運用の指図範囲については、信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資対象

マザーファンドの投資対象および運用の指図範囲については、JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。)をご参照ください。

(3) 【運用体制】

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

- ① 委託会社のアジア株式運用は、同社におけるPRGアジア株式運用チームが担当しています。
- ② 同チーム内で国別スペシャリスト(61名(内8名委託会社所属))と地域スペシャリスト(15名(内2名委託会社所属))が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。
- ③ PRGミーティングにおいて、国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で、アジアの投資方針が討議されます。
- ④ PRG株式運用ストラテジーでは企業取材を重視しており、アジアの株式について年間で延べ約7,000件の企業取材を行っています。(平成24年実績)
- ⑤ 国別スペシャリストにより作成される国別モデル・ポートフォリオと、PRG株式運用ストラテジーに基づいた投資方針を踏襲し作成されるアジア地域全体のモデル・ポートフォリオを参考に、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー(委託会社に所属する国別スペシャリストまたは地域スペシャリスト)は最終的な投資判断を行います。
- ⑥ 委託会社は、マザーファンドにおける有価証券の売買執行の業務を同じ「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに属するJFアセット・マネジメント・リミテッド(香港法人)* (以下「JFアセット」といいます。)に委託しています。また、それにかかる資金の管理およびそれに伴う為替取引についてもJFアセットへ委託しています。

JFアセットのセントラル・ディーリング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、有価証券の売買を執行します。

* JFアセット・マネジメント・リミテッド(香港法人)および委託会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

- ⑦ 運用部門から独立した委託会社およびJFアセットの以下の部門が以下に掲げる事項その他

のリスク管理を行います。

- ・ 委託会社のインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 - ・ JFアセットのコンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
- * 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

(4) 【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については、信託約款第44条第1項をご参照ください。）

なお、分配対象額の範囲には分配準備積立金および収益調整金が含まれます。

② 収益分配金の分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

- ① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目

までに支払いを開始します。

- ② 受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益^{*2}および評価益を含む売買益^{*3}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

*1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) その他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第44条第1項第1号をご参照ください。

*3 信託約款第44条第1項第2号をご参照ください。

(5) 【投資制限】

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、マザーファンド信託約款をご参照ください。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

- ① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。
- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

② 為替変動リスク

マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

③ カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果株式・通貨の価格変動が大きくなる可能性があります。
- ・先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があり、また、政府当局が様々の規制を一方向的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方向的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

④ 流動性リスク

アジア地域における新興国の株式は先進国の株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なる場合があります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場

を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該株式の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

⑤ カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元本、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラント等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

⑥ デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑦ 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動が投資対象国の株式市場全体の動きやベンチマークの動きとは異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

⑧ 投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、アジアの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

⑨ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。

⑩ 解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを

行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑪ 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

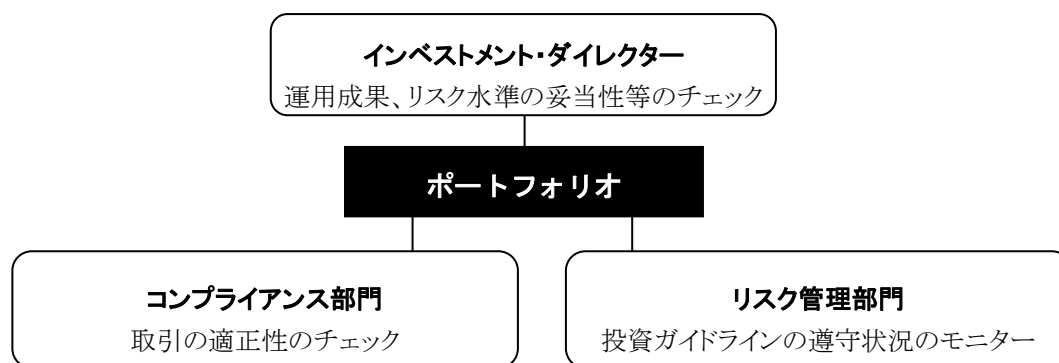
⑫ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

委託会社およびJ Fアセットにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



(平成26年3月末現在)

- ・ 委託会社のインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドラインの遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
- ・ J Fアセットのコンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニ

ターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチングにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6524%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.108% (税抜0.10%)

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに

外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

- ② 外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。
- ④ カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。
- ⑤ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。
 - (a) 運用報酬
 - (b) 運用に付随して発生する費用
 - (c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記①から⑤までの費用等を負担します。

前記①から⑤までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年6月末現在適用されるものです。

① 個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成49年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*¹を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*²となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*2の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 平成49年12月31日までの税率です。

(ハ) 買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、前記（ロ）一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。

（損益通算については後記（ニ）損益通算についてをご参照ください。）詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(ニ) 損益通算について

公募株式投資信託*1（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*2の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(ホ) 少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA（ニーサ）をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 平成49年12月31日までの税率です。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成26年6月10日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	17,587,225,472	100.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△20,823,397	△0.12
合計(純資産総額)		17,566,402,075	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考) JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年6月10日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	74,471,821	0.36
	香港	8,998,780,468	42.95
	シンガポール	820,263,773	3.92
	マレーシア	467,260,175	2.23
	タイ	1,190,440,786	5.68
	フィリピン	97,419,980	0.47
	インドネシア	502,733,244	2.40
	韓国	4,154,814,072	19.84
	台湾	3,695,946,936	17.65
	中国	53,906,244	0.26
	小計	20,056,037,499	95.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	887,201,533	4.24
合計(純資産総額)		20,943,239,032	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) マザーファンドは、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」に記載のある国の企業が発行する有価証券に投資を行います。上記の「国/地域」のうち当該「ファンドの特色」に記載のある国以外に所在する発行会社の有価証券への投資は、当該会社の実質的な営業活動が当該「ファンドの特色」に記載のある国を拠点として行われていることから、当該「ファンドの特色」に記載のある国の企業の有価証券への投資に該当すると判断しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年6月10日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	5,380,330,847	3.1940	17,184,813,972	3.2688	17,587,225,472	100.12

(参考) JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成26年6月10日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造装置	9,991	143,045.89	1,429,171,546	142,309.00	1,421,809,219	6.79
2	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	2,938,000	357.18	1,049,408,942	420.66	1,235,899,080	5.90
3	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	687,500	1,086.15	746,731,700	1,462.13	1,005,215,750	4.80
4	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	1,867,200	503.02	939,240,811	516.24	963,925,195	4.60
5	台湾	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	384,000	1,436.82	551,742,485	1,740.78	668,459,520	3.19
6	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	8,349,250	77.20	644,602,176	76.27	636,875,780	3.04
7	香港	香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	796,000	769.00	612,129,890	750.89	597,713,216	2.85
8	香港	香港	株式	CHEUNG KONG	不動産	323,000	1,582.43	511,126,182	1,808.49	584,144,208	2.79
9	香港	香港	株式	HUTCHISON WHAMPOA	資本財	355,000	1,259.93	447,275,633	1,393.38	494,652,740	2.36
10	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	保険	620,000	828.20	513,487,780	794.52	492,603,640	2.35
11	シンガ ポール	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	351,000	1,400.52	491,584,450	1,398.88	491,009,161	2.34
12	韓国	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	135,870	3,901.11	530,044,295	3,540.04	480,986,593	2.30
13	香港	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	銀行	9,534,000	47.34	451,374,577	47.98	457,523,312	2.18
14	香港	香港	株式	SANDS CHINA LTD	消費者サービス	644,400	732.38	471,950,827	699.33	450,653,407	2.15
15	韓国	韓国	株式	POSCO	素材	14,460	31,641.78	457,540,211	29,593.00	427,914,780	2.04
16	香港	中国	株式	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORP-H	エネルギー	4,500,600	85.51	384,882,635	94.52	425,410,213	2.03
17	台湾	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	556,000	497.47	276,596,111	663.48	368,894,880	1.76
18	香港	中国	株式	CHINA STATE CONSTRUCTION INTL HLDS LTD	資本財	1,932,000	173.16	334,552,253	178.20	344,293,219	1.64
19	タイ	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL (F)	運輸	551,300	661.50	364,684,950	617.40	340,372,620	1.63
20	香港	中国	株式	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	エネルギー	1,174,000	296.78	348,430,286	257.26	302,024,648	1.44
21	韓国	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	10,950	26,972.17	295,345,353	27,421.50	300,265,425	1.43
22	韓国	韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	銀行	64,100	4,257.15	272,883,315	4,615.70	295,866,370	1.41
23	韓国	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR COMPANY	自動車・自動車部品	12,001	24,543.00	294,540,543	22,624.00	271,510,624	1.30
24	台湾	台湾	株式	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	半導体・半導体製造装置	1,984,483	99.63	197,724,489	130.13	258,242,757	1.23
25	タイ	タイ	株式	KASIKORN BANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	銀行	409,600	587.06	240,460,736	628.42	257,402,880	1.23
26	マレー シア	マレー シア	株式	TENAGA NASIONAL BERHAD	公益事業	646,100	369.98	239,048,995	377.19	243,706,077	1.16
27	韓国	韓国	株式	SK INNOVATION CO LTD	エネルギー	23,196	12,793.30	296,753,415	10,302.00	238,965,192	1.14
28	香港	中国	株式	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD-H	各種金融	4,390,000	58.70	257,707,038	52.88	232,143,200	1.11
29	マレー シア	マレー シア	株式	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	エネルギー	1,749,800	137.04	239,802,390	127.75	223,554,098	1.07
30	シンガ ポール	シンガ ポール	株式	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES LTD	不動産	951,000	237.75	226,108,331	227.00	215,878,426	1.03

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(平成26年6月10日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.12

(参考) JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成26年6月10日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	6.96
		素材	5.30
		資本財	7.96
		商業・専門サービス	0.12
		運輸	2.91
		自動車・自動車部品	2.88
		耐久消費財・アパレル	0.85
		消費者サービス	5.29
		食品・飲料・タバコ	0.47
		ヘルスケア機器・サービス	0.76
		銀行	15.88
		各種金融	2.36
		保険	7.86
		不動産	6.88
		ソフトウェア・サービス	5.67
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.08
		電気通信サービス	0.57
公益事業	3.37		
半導体・半導体製造装置	17.59		
合計		95.76	

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成26年6月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
12期	(平成16年11月15日)	23,973	23,973	1.2389	1.2389
13期	(平成17年5月16日)	17,385	17,513	1.3623	1.3723
14期	(平成17年11月15日)	16,576	17,097	1.5906	1.6406
15期	(平成18年5月15日)	22,606	23,205	1.8872	1.9372
16期	(平成18年11月15日)	23,594	24,175	2.0286	2.0786
17期	(平成19年5月15日)	31,241	31,883	2.4330	2.4830
18期	(平成19年11月15日)	38,253	38,907	2.9260	2.9760
19期	(平成20年5月15日)	30,407	30,407	2.3482	2.3482
20期	(平成20年11月17日)	11,901	11,901	0.9993	0.9993
21期	(平成21年5月15日)	16,788	17,161	1.3517	1.3817
22期	(平成21年11月16日)	23,233	23,515	1.6457	1.6657
23期	(平成22年5月17日)	23,224	23,368	1.6063	1.6163
24期	(平成22年11月15日)	23,329	24,016	1.6989	1.7489
25期	(平成23年5月16日)	22,958	23,618	1.7403	1.7903
26期	(平成23年11月15日)	17,924	17,924	1.3237	1.3237
27期	(平成24年5月15日)	18,550	18,686	1.3621	1.3721
28期	(平成24年11月15日)	18,579	18,708	1.4386	1.4486
29期	(平成25年5月15日)	23,445	23,560	2.0271	2.0371
30期	(平成25年11月15日)	19,608	19,707	1.9817	1.9917
31期	(平成26年5月15日)	17,263	17,350	1.9910	2.0010
	平成25年6月末日	19,481	—	1.7654	—
	平成25年7月末日	19,729	—	1.8327	—
	平成25年8月末日	19,120	—	1.8138	—
	平成25年9月末日	19,976	—	1.9368	—
	平成25年10月末日	20,330	—	2.0245	—
	平成25年11月末日	20,278	—	2.0973	—
	平成25年12月末日	19,227	—	2.1206	—
	平成26年1月末日	17,659	—	1.9750	—
	平成26年2月末日	18,051	—	2.0353	—
	平成26年3月末日	17,478	—	1.9936	—
	平成26年4月末日	17,335	—	2.0006	—
	平成26年5月末日	17,474	—	2.0143	—
	平成26年6月10日	17,566	—	2.0350	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金 (円)
12期	0.0000
13期	0.0100
14期	0.0500
15期	0.0500
16期	0.0500
17期	0.0500
18期	0.0500
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0300
22期	0.0200
23期	0.0100
24期	0.0500
25期	0.0500
26期	0.0000
27期	0.0100
28期	0.0100
29期	0.0100
30期	0.0100
31期	0.0100

③【収益率の推移】

期	収益率 (%)
12期	7.9
13期	10.8
14期	20.4
15期	21.8
16期	10.1
17期	22.4
18期	22.3
19期	△19.7
20期	△57.4
21期	38.3
22期	23.2

期	収益率 (%)
23期	△1.8
24期	8.9
25期	5.4
26期	△23.9
27期	3.7
28期	6.4
29期	41.6
30期	△1.7
31期	1.0

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	残存口数 (口)
12期	3,473,583,908	2,691,886,044	19,350,778,764
13期	1,463,646,208	8,052,650,459	12,761,774,513
14期	2,351,274,175	4,691,192,537	10,421,856,151
15期	4,214,268,895	2,657,487,550	11,978,637,496
16期	1,887,349,903	2,234,991,837	11,630,995,562
17期	4,340,564,968	3,131,093,419	12,840,467,111
18期	4,339,096,830	4,105,954,493	13,073,609,448
19期	2,127,514,125	2,251,767,145	12,949,356,428
20期	1,095,965,482	2,136,115,720	11,909,206,190
21期	1,148,834,886	637,602,951	12,420,438,125
22期	3,808,305,800	2,111,479,412	14,117,264,513
23期	3,171,598,048	2,830,720,628	14,458,141,933
24期	1,279,996,363	2,005,699,911	13,732,438,385
25期	2,238,571,222	2,778,865,278	13,192,144,329
26期	1,771,664,825	1,423,009,824	13,540,799,330
27期	1,511,168,695	1,432,785,875	13,619,182,150
28期	769,026,646	1,472,913,893	12,915,294,903
29期	1,539,490,541	2,888,740,981	11,566,044,463
30期	561,193,693	2,232,657,613	9,894,580,543
31期	485,552,341	1,709,402,495	8,670,730,389

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ (http://www.jpmanasset.co.jp) 、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年6月10日	設定日	1998年11月30日
純資産総額	175億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



* 基準価額 (税引前分配金再投資) は、収益分配金 (税引前) を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
* 基準価額 (税引前分配金再投資) は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
27期	2012年5月	100
28期	2012年11月	100
29期	2013年5月	100
30期	2013年11月	100
31期	2014年5月	100
	設定来累計	6,700

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

国別構成状況

投資国※1	投資比率※2
中国	26.2%
韓国	19.8%
台湾	17.6%
香港	17.4%
タイ	5.7%
その他	9.2%

通貨別構成状況

通貨	投資比率※2
香港ドル	43.2%
韓国ウォン	19.8%
新台幣ドル	17.6%
タイバーツ	5.7%
シンガポールドル	3.9%
その他	5.7%

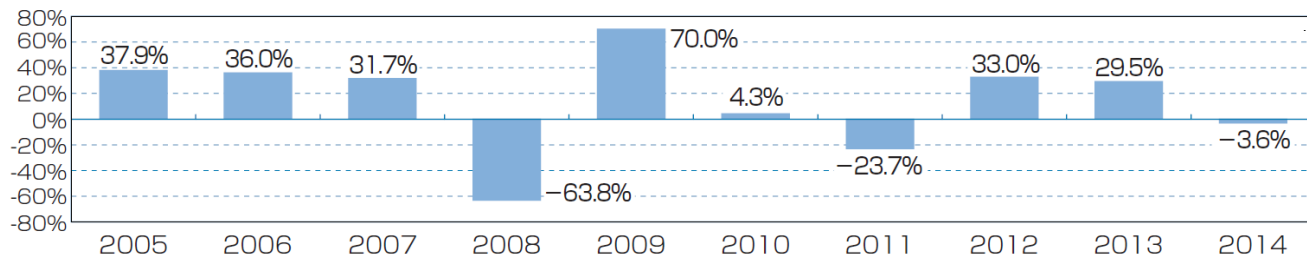
業種別構成状況

業種	投資比率※2
半導体・半導体製造装置	17.6%
銀行	15.9%
資本財	8.0%
保険	7.9%
エネルギー	7.0%
その他	39.5%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国※1	通貨	業種	投資比率※2
1	三星電子	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	6.8%
2	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	5.9%
3	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	4.8%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	4.6%
5	聯発科技	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	3.2%
6	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	3.0%
7	銀河娛樂	香港	香港ドル	消費者サービス	2.9%
8	長江実業 (集団)	香港	香港ドル	不動産	2.8%
9	和記黃埔	香港	香港ドル	資本財	2.4%
10	中国平安保険 (集団)	中国	香港ドル	保険	2.4%

年間収益率の推移



* 年間収益率 (%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金 (税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年6月10日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMアジア株・アクティブ・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

※2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

③ 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

④ 受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

⑦ スイッチングの取扱い

スイッチングにより当ファンドの受益権を取得する場合には、申込価格はスイッチングの申込日の翌営業日の基準価額となり、前記②にかかわらず、申込手数料はかかりません。

なお、スイッチングは販売会社によって取扱わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑧ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

ただし、香港証券取引所の休業日（半休日を含みます。）には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

換金方法には、解約請求と買取請求の2つの方法があります。

② 換金価格

(a) 解約請求

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

また、確定拠出年金法に規定する資産管理機関または連合会等が受益者として解約した場合は、税務上の取扱いが異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(b) 買取請求

換金申込日の翌営業日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた額とします。（当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。）

買取請求時の手続等については、販売会社にお問い合わせください。

課税については、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑧ 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

解約請求・買取請求共、換金時に手数料はかかりません。

③ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

④ 受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

(b) 受益権の引渡しについて

《解約請求の場合》

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みの際に個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

《買取請求の場合は販売会社にお問い合わせください。》

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「（5）その他 ①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了しません。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年5月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年5月15日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年5月15日および11月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（5）【その他】

① 信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（a）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d. により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c. の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更 (詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前記 (a) の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(c) 前記 (b) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記 (c) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 (a) の信託約款の変更をしません。

(e) 委託会社は、前記 (d) により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記 (a) から (e) までの規定にしたがいます。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償

還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとし、

受益者が、償還金について前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の一部解約の実行請求権および買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有し、また受益権の買取を販売会社に請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 ① 信託の終了等」または「② 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間（平成25年11月16日から平成26年5月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

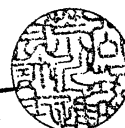
平成26年7月2日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

荒川 進 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMアジア株・アクティブ・オープンの平成25年11月16日から平成26年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMアジア株・アクティブ・オープンの平成26年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

JPMアジア株・アクティブ・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 番号	第30期 (平成25年11月15日現在)	第31期 (平成26年5月15日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		19,873,097,213	17,498,409,732
未収入金		49,529,394	23,891,290
流動資産合計		19,922,626,607	17,522,301,022
資産合計		19,922,626,607	17,522,301,022
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		98,945,805	86,707,303
未払解約金		49,529,394	23,891,290
未払受託者報酬		10,723,996	9,577,276
未払委託者報酬		153,353,062	136,955,017
その他未払費用		1,575,000	1,620,000
流動負債合計		314,127,257	258,750,886
負債合計		314,127,257	258,750,886
純資産の部			
元本等			
元本	※1	9,894,580,543	8,670,730,389
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		9,713,918,807	8,592,819,747
(分配準備積立金)		2,903,341,293	2,357,598,842
元本等合計		19,608,499,350	17,263,550,136
純資産合計		19,608,499,350	17,263,550,136
負債純資産合計		19,922,626,607	17,522,301,022

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	第30期 (自 平成25年5月16日 至 平成25年11月15日)	第31期 (自 平成25年11月16日 至 平成26年5月15日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		△372,088,828	416,863,120
その他収益		17,078	—
営業収益合計		△372,071,750	416,863,120
営業費用			
受託者報酬		10,723,996	9,577,276
委託者報酬		153,353,062	136,955,017
その他費用		1,575,000	1,620,000
営業費用合計		165,652,058	148,152,293
営業利益又は営業損失(△)		△537,723,808	268,710,827
経常利益又は経常損失(△)		△537,723,808	268,710,827
当期純利益又は当期純損失(△)		△537,723,808	268,710,827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額(△)		△241,977,621	118,606,742
期首剰余金又は期首欠損金(△)		11,879,040,058	9,713,918,807
剰余金増加額又は欠損金減少額		516,372,069	495,586,055
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		516,372,069	495,586,055
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,286,801,328	1,680,081,897
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		2,286,801,328	1,680,081,897
分配金	※1	98,945,805	86,707,303
期末剰余金又は期末欠損金(△)		9,713,918,807	8,592,819,747

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第30期 (平成25年11月15日現在)	第31期 (平成26年5月15日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	11,566,044,463円	9,894,580,543円
期中追加設定元本額	561,193,693円	485,552,341円
期中一部解約元本額	2,232,657,613円	1,709,402,495円
計算期間末日における受益権の総数	9,894,580,543口	8,670,730,389口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.9817円 (19,817円)	1.9910円 (19,910円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第30期 (自 平成25年5月16日 至 平成25年11月15日)	第31期 (自 平成25年11月16日 至 平成26年5月15日)
※1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	114,716,870円	32,541,266円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	13,461,982,840円	11,929,877,980円
分配準備積立金額	2,887,570,228円	2,411,764,879円
当ファンドの分配対象収益額	16,464,269,938円	14,374,184,125円
当ファンドの期末残存口数	9,894,580,543口	8,670,730,389口
1万口当たり収益分配対象額	16,639.68円	16,577.82円
1万口当たり分配金額	100.00円	100.00円
収益分配金金額	98,945,805円	86,707,303円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 J P Mアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第30期 (平成25年11月15日現在)	第31期 (平成26年5月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△96,181,687	312,761,445
合計	△96,181,687	312,761,445

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (平成26年5月15日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPMアジア株・アクティブ・オープン・ マザーファンド (適格機関投資家専用)	5,477,839,260	17,498,409,732	
合計			5,477,839,260	17,498,409,732	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成25年11月15日現在)	(平成26年5月15日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		801,074,039	987,168,269
コール・ローン		5,283,921	43,898,630
株式		22,049,987,987	19,910,772,175
派生商品評価勘定		—	1,561,846
未収入金		361,428,357	210,288,909
未収配当金		703,193	95,335,980
未収利息		4	24
流動資産合計		23,218,477,501	21,249,025,833
資産合計		23,218,477,501	21,249,025,833
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,613,272	607,452
未払金		161,054,397	427,596,149
未払解約金		49,529,394	23,891,290
流動負債合計		213,197,063	452,094,891
負債合計		213,197,063	452,094,891
純資産の部			
元本等			
元本	※1	7,331,750,534	6,510,483,217
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		15,673,529,904	14,286,447,725
元本等合計		23,005,280,438	20,796,930,942
純資産合計		23,005,280,438	20,796,930,942
負債純資産合計		23,218,477,501	21,249,025,833

(注) 「JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年11月15日および平成26年5月15日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年11月15日現在)	(平成26年5月15日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	8,317,432,288円	7,331,750,534円
期中追加設定元本額	574,731,992円	373,467,406円
期中解約元本額	1,560,413,746円	1,194,734,723円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳(注)		
JPMアジア株・アクティブ・オープン	6,333,449,300円	5,477,839,260円
JPMアジア株・アクティブ・オープンVA(適格機関投資家専用)	385,107,244円	446,834,270円
JPMアジア株・アクティブ・ポートフォリオ	98,308,227円	73,336,978円
JPMアジア株・ファーイースト・アクティブ・オープン(適格機関投資家専用)	514,885,763円	512,472,709円
合計	7,331,750,534円	6,510,483,217円
本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,331,750,534口	6,510,483,217口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	3.1378円 (31,378円)	3.1944円 (31,944円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果(パフォーマンス)のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	各期末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成25年11月15日現在)	(平成26年5月15日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	2,798,265,684	281,341,347
合計	2,798,265,684	281,341,347

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成25年11月15日現在)				(平成26年5月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	—	—	—	—	102,166,483	—	101,820,000	△346,483
	インドネシア ルピア	—	—	—	—	65,500,843	—	65,239,893	△260,950
	売建								
	アメリカドル	352,000,000	—	354,613,272	△2,613,272	302,500,843	—	301,326,598	1,174,245
	香港ドル	—	—	—	—	102,166,483	—	101,778,901	387,582
合計		352,000,000	—	354,613,272	△2,613,272	572,334,652	—	570,165,392	954,394

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成26年5月15日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	YY INC-ADR	6,464	55.43	358,299.52	
小計	銘柄数：	1		358,299.52	
				(36,485,640)	
	組入時価比率：	0.2%		0.2%	
香港ドル	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	1,174,000	18.88	22,165,120.00	
	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORP-H	3,842,600	7.12	27,359,312.00	
	CNOOC LTD	914,000	13.30	12,156,200.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LIMITED	164,000	18.46	3,027,440.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INTL HLDGS LTD	1,932,000	13.20	25,502,400.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	355,000	100.20	35,571,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	183,000	9.64	1,764,120.00	
	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT COMPANY LTD-H	1,608,000	4.36	7,010,880.00	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	216,000	38.10	8,229,600.00	
	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	265,000	27.15	7,194,750.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	670,000	25.40	17,018,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	885,000	58.90	52,126,500.00	
	SANDS CHINA LTD	644,400	57.55	37,085,220.00	
	INTIME RETAIL GROUP COMPANY LIMITED	261,000	7.85	2,048,850.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	9,534,000	3.37	32,129,580.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	179,000	22.40	4,009,600.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	8,913,250	5.50	49,022,875.00	
	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	2,486,000	4.79	11,907,940.00	
	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD-H	3,670,000	3.92	14,386,400.00	
	AIA GROUP LTD	2,103,800	38.00	79,944,400.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	566,000	57.50	32,545,000.00	
	CHEUNG KONG	323,000	133.30	43,055,900.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	398,000	19.84	7,896,320.00	
	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	734,000	16.02	11,758,680.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	711,354	11.90	8,465,112.60	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	295,300	54.25	16,020,025.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	151,300	514.00	77,768,200.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LIMITED	3,002,000	4.71	14,139,420.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	608,000	8.21	4,991,680.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	168,000	22.55	3,788,400.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP LTD-H	2,406,000	2.50	6,015,000.00	
小計	銘柄数 :	31		676,103,924.60	
				(8,884,005,569)	
	組入時価比率 :	42.7%		44.5%	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	351,000	16.81	5,900,310.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	61,000	22.30	1,360,300.00	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	372,000	2.22	825,840.00	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES LTD	951,000	2.82	2,681,820.00	
小計	銘柄数 :	4		10,768,270.00	
				(877,614,005)	
	組入時価比率 :	4.2%		4.4%	
マレーシアリングgit	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	2,005,700	4.31	8,644,567.00	
	TENAGA NASIONAL BERHAD	522,800	12.04	6,294,512.00	
小計	銘柄数 :	2		14,939,079.00	
				(471,925,505)	
	組入時価比率 :	2.3%		2.4%	
タイバーツ	PTT PCL (F)	114,800	304.00	34,899,200.00	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	62,500	418.00	26,125,000.00	
	THE SIAM CEMENT PUBLIC COMPANY LTD(F)	86,100	420.00	36,162,000.00	
	SINO THAI ENGINEERING & CONSTRUCTION(F)	1,568,100	17.50	27,441,750.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL (F)	551,300	191.50	105,573,950.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PLC-NVDR	153,200	25.25	3,868,300.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	300,800	192.00	57,753,600.00	
	ADVANCED INFO SERVICE PUBLIC CO LTD-NVDR	157,600	242.00	38,139,200.00	
小計	銘柄数 :	8		329,963,000.00	
				(1,036,083,820)	
	組入時価比率 :	5.0%		5.2%	
フィリピンペソ	SM INVESTMENTS CORPORATION	12,950	780.00	10,101,000.00	
	BDO UNIBANK INC	108,060	88.65	9,579,519.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	25,420	887.00	22,547,540.00	
小計	銘柄数 :	3		42,228,059.00	
				(98,813,658)	
	組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
インドネシアルピア	PT SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	698,100	15,950.00	11,134,695,000.00	
	PT UNITED TRACTORS TBK	532,900	22,450.00	11,963,605,000.00	
	PT WIJAYA KARYA PERSERO TBK	2,790,100	2,400.00	6,696,240,000.00	
	SRI REJEKI ISMAN PT	18,087,300	207.00	3,744,071,100.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	1,128,800	10,575.00	11,937,060,000.00	
	PT BANK MANDIRI	1,140,100	10,325.00	11,771,532,500.00	
小計	銘柄数 :	6		57,247,203,600.00	
				(509,500,112)	
	組入時価比率 :	2.4%		2.6%	
韓国ウォン	SK INNOVATION CO LTD	23,196	112,500.00	2,609,550,000.00	
	LG CHEM LTD	10,950	258,500.00	2,830,575,000.00	
	POSCO	18,293	314,000.00	5,744,002,000.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	12,963	189,000.00	2,450,007,000.00	
	HYUNDAI MOTOR COMPANY	20,944	237,500.00	4,974,200,000.00	
	HYUNDAI WIA CORP	1,896	177,000.00	335,592,000.00	
	KIA MOTORS CORPORATION	28,637	59,600.00	1,706,765,200.00	
	CJ O SHOPPING CO LTD	3,027	365,000.00	1,104,855,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	135,870	37,000.00	5,027,190,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	64,100	47,600.00	3,051,160,000.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	30,130	39,350.00	1,185,615,500.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	21,230	39,850.00	846,015,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	9,991	1,415,000.00	14,137,265,000.00	
小計	銘柄数 :	13		46,002,792,200.00	
				(4,572,677,544)	
	組入時価比率 :	22.0%		23.0%	
新台湾ドル	CHINA STEEL CHEMICAL CORPORATION	200,000	176.00	35,200,000.00	
	SUNSPRING METAL CORPORATION	240,000	59.90	14,376,000.00	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY CO LTD	1,417,000	33.75	47,823,750.00	
	GINKO INTERNATIONAL COMPANY LTD	83,000	521.00	43,243,000.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	2,267,289	18.60	42,171,575.40	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	1,987,960	26.85	53,376,726.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	296,877	53.30	15,823,544.10	
	ASUSTEK COMPUTER INC	104,000	303.00	31,512,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	556,000	185.50	103,138,000.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	1,984,483	35.05	69,556,129.15	
	MEDIATEK INC	342,000	504.00	172,368,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORPORATION	200,000	144.50	28,900,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	2,938,000	122.00	358,436,000.00	
小計	銘柄数：	13		1,015,924,724.65	
				(3,423,666,322)	
	組入時価比率：	16.5%		17.2%	
合計				19,910,772,175	
				(19,910,772,175)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年6月10日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	17,628,395,686	円
II 負債総額	61,993,611	円
III 純資産総額(I - II)	17,566,402,075	円
IV 発行済口数	8,632,199,761	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.0350	円

(参考) JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成26年6月10日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	21,156,971,872	円
II 負債総額	213,732,840	円
III 純資産総額(I - II)	20,943,239,032	円
IV 発行済口数	6,406,954,477	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.2688	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (2) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
- (3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（平成26年6月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

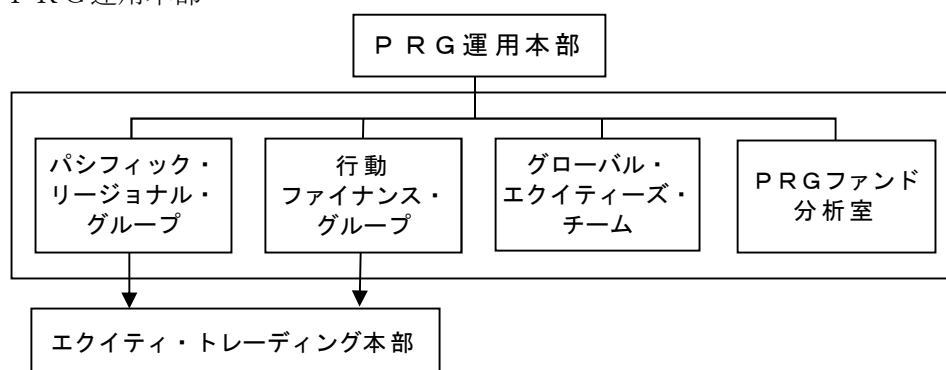
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することをそれぞれの委員会に委任しています。

- (イ) 業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- (ロ) リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

③ 投資運用の意思決定機構

(イ) PRG運用本部



(a) PRG運用本部は、PRG株式運用ストラテジー*、行動ファイナンス株式運用ストラテジー*またはMDPコクサイ株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。

* 「PRG株式運用ストラテジー」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「行動ファイナンス株式運用ストラテジー」は、「人間の心理」が引き起こす「株の売られ過ぎ」、「過小評価」等の非効率性を捉え、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

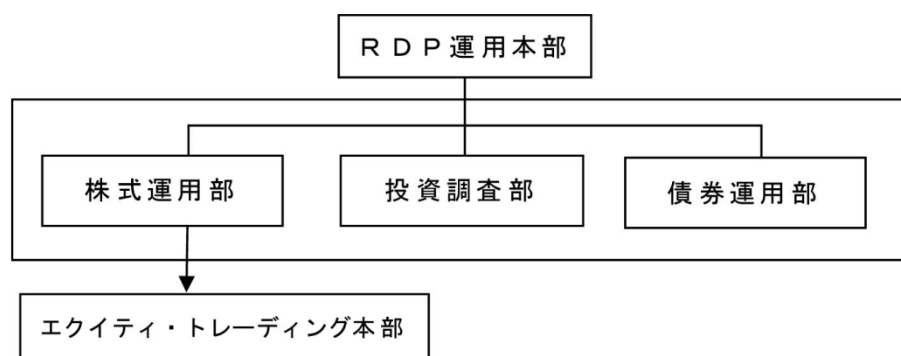
「MDPコクサイ株式運用ストラテジー」は、世界各地（現地）のベスト・アイデアを基に、アナリストによるグローバル（地域横断的）な業種分析を加え、最終的にポートフォリオ・マネジャーの判断で運用を行います。

(b) PRG運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、PRG株式運用ストラテジー、行動ファイナンス株式運用ストラテジーまたはMDPコクサイ株式運用ストラテジーに基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定し

ます。

- (c) パシフィック・リージョナル・グループは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、PRG株式運用ストラテジーに基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているPRG株式運用ストラテジーによる外国株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (d) 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス株式運用ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内外の株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、MDPコクサイ株式運用ストラテジーに基づき外国株式の投資判断を行います。また、同チームが行う外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (f) エクイティ・トレーディング本部は、前記(c)・(d)のグループによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。
- (g) PRGファンド分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)・(d)のグループにその結果を提供します。

(ロ) RDP運用本部



- (a) RDP運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、RDP株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。
 - * 「RDP株式運用ストラテジー」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。
- (b) 投資調査部に所属するアナリストはRDP株式運用ストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- (c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記(b)の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立

案等に関する事項を行います。

(d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年6月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額 (百万円)
公募追加型株式投資信託	70	934,431
公募単位型株式投資信託	4	15,869
公募追加型債券投資信託	2	384,462
公募単位型債券投資信託	—	—
私募投資信託	62	945,256
総合計	138	2,280,018
親投資信託	61	—

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

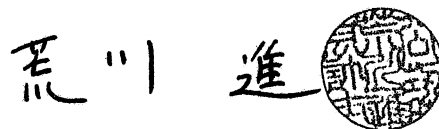
独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

		第23期 (平成25年3月31日)			第24期 (平成26年3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			3,642,783			4,762,304	
有価証券			5,910,535			6,612,688	
前払費用			16,861			17,287	
未収入金			96,998			105,641	
未収委託者報酬			2,425,063			3,816,329	
未収収益			1,608,521			2,374,601	
関係会社短期貸付金			1,230,000			995,000	
繰延税金資産			348,554			301,507	
その他			3,672			5,554	
流動資産計			15,282,991	98.0		18,990,915	93.5
固定資産							
投資その他の資産			308,165			1,327,789	
関係会社株式		60,000			60,000		
投資有価証券		—			844,160		
敷金保証金		40,427			41,662		
長期預け金		174,917			207,602		
繰延税金資産		—			136,043		
その他		32,819			38,319		
固定資産計			308,165	2.0		1,327,789	6.5
資産合計			15,591,156	100.0		20,318,704	100.0

		第23期 (平成25年3月31日)			第24期 (平成26年3月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			104,304			94,926	
未払金			2,246,418			3,120,393	
未払収益分配金		324			—		
未払償還金		565			—		
未払手数料		1,075,972			1,836,553		
その他未払金		1,169,555			1,283,840		
未払費用			1,031,529			810,217	
未払法人税等			74,297			1,624,850	
賞与引当金			280,070			387,239	
流動負債計			3,736,621	24.0		6,037,627	29.7
固定負債							
長期未払金			166,588			197,717	
賞与引当金			349,228			416,452	
役員賞与引当金			90,655			115,441	
退職給付引当金			8,734			747	
固定負債計			615,207	3.9		730,358	3.6
負債合計			4,351,828	27.9		6,767,985	33.3

		第23期 (平成25年3月31日)			第24期 (平成26年3月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	14.2		2,218,000	10.9
資本剰余金			1,000,000	6.4		1,000,000	4.9
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,021,327	51.5		10,304,297	50.8
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		7,987,651			10,270,621		
株主資本計			11,239,327	72.1		13,522,297	66.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			—	—		28,421	0.1
評価・換算差額等計			—	—		28,421	0.1
純資産合計			11,239,327	72.1		13,550,719	66.7
負債・純資産合計			15,591,156	100.0		20,318,704	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)			第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			11,055,916			16,395,693	
運用受託報酬			5,351,270			7,689,534	
業務受託報酬			1,748,835			1,749,164	
その他営業収益			141,668			145,316	
営業収益計			18,297,692	100.0		25,979,707	100.0
営業費用							
支払手数料			4,752,833			7,582,948	
広告宣伝費			202,068			269,630	
調査費			3,097,878			3,024,605	
委託調査費		2,800,020			2,706,010		
調査費		289,772			311,043		
図書費		8,085			7,551		
委託計算費			295,754			330,320	
営業雑経費			280,239			369,049	
通信費		41,075			37,502		
印刷費		207,194			300,594		
協会費		24,752			25,734		
諸会費		7,216			5,218		
営業費用計			8,628,774	47.2		11,576,555	44.6

区分	注記 番号	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)			第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			4,952,190			5,802,911	
役員報酬		151,064			166,939		
給料・手当		3,490,957			3,536,324		
賞与		425,768			1,006,212		
賞与引当金繰入額		542,382			699,012		
役員賞与		72,056			128,462		
役員賞与引当金繰入額		67,721			85,067		
その他の報酬		202,239			180,892		
福利厚生費			389,859			417,435	
交際費			50,210			63,496	
寄付金			12,600			13,104	
旅費交通費			211,906			234,821	
租税公課			68,301			86,412	
不動産賃借料			1,037,885			1,126,340	
退職給付費用			284,665			302,703	
退職金			79,779			16,818	
消耗器具備品費			119,479			111,396	
事務委託費			246,591			280,201	
関係会社等付替費用			1,547,778			1,935,627	
諸経費			112,763			147,574	
一般管理費計			9,114,012	49.8		10,538,845	40.6
営業利益			554,906	3.0		3,864,307	14.8

区分	注記 番号	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)			第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業外収益		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
受取配当金	※2	39,835			82,702		
投資有価証券売却益		56,775			—		
受取利息	※2	4,022			5,865		
分配金・償還金時効		1,726			890		
その他営業外収益		7,528			15,923		
営業外収益計			109,889	0.6		105,381	0.4
営業外費用							
業法上の負担額	※1	17,238			6,322		
投資有価証券売却損		11,735			—		
為替差損		17,707			18,742		
事務処理損失		—			153,469		
その他営業外費用		1,431			5,799		
営業外費用計			48,113	0.3		184,334	0.7
経常利益			616,682	3.3		3,785,354	14.5
特別利益							
事務所賃貸借契約引当金戻入 益		98,027			—		
特別利益計			98,027	0.5		—	—
税引前当期純利益			714,709	3.8		3,785,354	14.5
法人税、住民税及び事業税			58,650	0.2		1,607,119	6.1
法人税等調整額			170,308	0.9		△104,735	△0.4
当期純利益			485,750	2.7		2,282,970	8.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	7,501,900	7,535,577	10,753,577
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	—	485,750	485,750	485,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	485,750	485,750	485,750
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	7,987,651	8,021,327	11,239,327

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	27,287	27,287	10,780,865
当期変動額			
当期純利益	—	—	485,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,287	△27,287	△27,287
当期変動額合計	△27,287	△27,287	458,462
当期末残高	—	—	11,239,327

第24期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	7,987,651	8,021,327	11,239,327
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	—	2,282,970	2,282,970	2,282,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	2,282,970	2,282,970	2,282,970
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	10,270,621	10,304,297	13,522,297

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	11,239,327
当期変動額			
当期純利益	—	—	2,282,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,421	28,421	28,421
当期変動額合計	28,421	28,421	2,311,391
当期末残高	28,421	28,421	13,550,719

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 (平成25年3月31日)	第24期 (平成26年3月31日)
関係会社項目 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社項目 同左

（損益計算書関係）

第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
<p>※1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条に基づく負担額であります。</p> <p>※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 4,022千円 関係会社からの受取配当金 10,000千円</p>	<p>※1 業法上の負担額 同左</p> <p>※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 5,865千円 関係会社からの受取配当金 80,000千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

(リース取引関係)

第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	486,720千円	1年以内	542,064千円
1年超	951,198千円	1年超	581,751千円
合計	1,437,919千円	合計	1,123,816千円

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limitedへの短期貸付を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、3ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほとんどないと認識しております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額

的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

第23期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,642,783	3,642,783	—
(2) 有価証券	5,910,535	5,910,535	—
(3) 未収委託者報酬	2,425,063	2,425,063	—
(4) 未収収益	1,608,521	1,608,521	—
(5) 関係会社短期貸付金	1,230,000	1,230,000	—
(6) 長期預け金	174,917	174,619	298
資産計	14,991,820	14,991,522	298
(1) 未払手数料	1,075,972	1,075,972	—
(2) その他未払金	1,169,555	1,169,555	—
(3) 未払費用	1,031,529	1,031,529	—
(4) 長期未払金	166,588	166,304	284
負債計	3,443,645	3,443,361	284

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

第24期（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,762,304	4,762,304	—
(2) 有価証券	6,612,688	6,612,688	—
(3) 未収委託者報酬	3,816,329	3,816,329	—
(4) 未収収益	2,374,601	2,374,601	—
(5) 関係会社短期貸付金	995,000	995,000	—
(6) 投資有価証券	844,160	844,160	—
(7) 長期預け金	207,602	207,268	333
資産計	19,612,687	19,612,353	333
(1) 未払手数料	1,836,553	1,836,553	—
(2) その他未払金	1,283,840	1,283,840	—
(3) 未払費用	810,217	810,217	—
(4) 長期未払金	197,717	197,399	318
負債計	4,128,327	4,128,009	318

(注) 1. 金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第23期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,642,783	—	—	—
未収委託者報酬	2,425,063	—	—	—
未収収益	1,608,521	—	—	—
関係会社短期貸付金	1,230,000	—	—	—
合計	8,906,367	—	—	—

第24期（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,762,304	—	—	—
未収委託者報酬	3,816,329	—	—	—
未収収益	2,374,601	—	—	—
関係会社短期貸付金	995,000	—	—	—
合計	11,948,235	—	—	—

(有価証券関係)

1. 関係会社株式

関係会社株式 (第23期の貸借対照表計上額は60,000千円、第24期の貸借対照表計上額は60,000千円) については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第23期 (平成25年3月31日)

有価証券 (貸借対照表計上額 5,910,535千円) については預金と同様に扱っており、時価評価をしておりません。

第24期 (平成26年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	844,160	800,000	44,160
合計		844,160	800,000	44,160

(注) 有価証券 (貸借対照表計上額 6,612,688千円) については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,856,169	56,775	11,735

第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	(千円)
① 退職給付債務	1,036,743
② 年金資産	△1,019,609
③ 未認識過去勤務債務	14,649
④ 未認識数理計算上の差異	△23,050
⑤ 退職給付引当金(①+②+③+④)	8,734

3. 退職給付費用に関する事項

	(千円)
① 勤務費用	195,091
② 利息費用	13,080
③ 期待運用収益	△20,769
④ 過去勤務債務の費用処理額	△5,404
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	10,917
⑥ 確定拠出年金支払額	75,311
⑦ その他(注1)	16,439
⑧ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)(注2)	284,665

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額方式

② 割引率

1.00%

③ 期待運用収益率

1.10%

④ 過去勤務債務の額の処理年数

8年（発生時の従業員の前平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）

⑤ 数理計算上の差異の処理年数

8年（発生時の従業員の前平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）

第24期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,036,743
勤務費用	201,567
利息費用	10,367
数理計算上の差異の発生額	18,396
退職給付の支払額	△74,432
退職給付債務の期末残高	1,192,641

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,019,609
期待運用収益	11,216
数理計算上の差異の発生額	116,026
事業主からの拠出額	209,216
退職給付の支払額	△74,432
年金資産の期末残高	1,281,635

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,192,641
年金資産	△1,281,635
	△88,994
未認識数理計算上の差異	80,496
未認識過去勤務費用	9,245
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	747
退職給付引当金	747
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	747

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	201,567
利息費用	10,367
期待運用収益	△11,216
数理計算上の差異の費用処理額	5,985
過去勤務債務の費用処理額	△5,404
その他（注1）	26,154
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用（注2）	227,453

（注1）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

（注2）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	60.4%
株式	21.8%
現金及び預金	17.8%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.00%

長期期待運用収益率 1.10%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は75,250千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成25年3月31日)	第24期 (平成26年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	43,359	41,107
未払事業税	10,814	117,202
賞与引当金	106,454	138,012
繰越欠損金	184,087	-
その他	3,838	5,185
繰延税金資産合計	348,554	301,507
繰延税金資産の純額	348,554	301,507
(固定)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
賞与引当金	128,603	148,423
役員賞与引当金	33,383	-
長期未払費用	59,372	81,090
その他	14,444	12,537
繰延税金資産小計	235,803	242,052
評価性引当額	△235,803	△90,269
繰延税金資産合計	-	151,783
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	△15,738
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	-	136,043

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第23期 (平成25年3月31日)	第24期 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	4.59%
評価性引当額	△20.45%	△3.84%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.62%
その他	1.64%	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.04%</u>	<u>39.69%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は23,280千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,055,916	5,351,270	1,748,835	141,668	18,297,692

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
14,859,628	3,438,064	18,297,692

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第24期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	16,395,693	7,689,534	1,749,164	145,316	25,979,707

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
21,952,998	4,026,709	25,979,707

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3,500千円	金融業	所有直接100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付(注)	2,804,000	関係会社短期貸付金	1,230,000
							資金の回収	1,574,000		
							受取利息	4,022	未収収益	2,390
							配当の受取	10,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	25 Bank Street Canary Wharf London E14 5JP, United Kingdom	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,916,194	未払費用	557,309
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	594,375	未払費用	253,353
同一の親会社を持つ会社	ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	1千米ドル	不動産の賃貸借および総務の代行業	なし	総務の代行	事務所退去費用の預け入れ	174,917	長期預け金	174,917

(注1) ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店に関するものを除き、取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

長期預け金に関しては、当初預け入れ時より無利息としております。

第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3,500千円	金融業	所有直接100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付(注)	5,577,000	関係会社短期貸付金	995,000
							資金の回収	5,812,000		
							受取利息	5,865	未収収益	2,290
							配当の受取	80,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	25 Bank Street Canary Wharf London E14 5JP, United Kingdom	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,612,349	未払費用	368,943
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	612,429	未払費用	163,973
同一の親会社を持つ会社	ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	1千米ドル	不動産の賃貸借および総務の代行業	なし	総務の代行	事務所退去費用の預け入れ	32,685	長期預け金	207,602

(注1) ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店に関するものを除き、取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

長期預け金に関しては、当初預け入れ時より無利息としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J Pモルガン・アセット・マネジメント (アジア) インク (非上場)

(1株当たり情報)

	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	199,757円0銭	240,837円45銭
1株当たり当期純利益	8,633円26銭	40,575円31銭

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第24期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	485,750千円	2,282,970千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	485,750千円	2,282,970千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

基本用語の解説

交付目論見書	当ファンドの内容のうち投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを説明している法定文書で、投資者にあらかじめまたは取得申込みと同時に交付または送付されます。 ※当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請求目論見書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、投資者から請求があった場合に交付または送付されます。
純資産総額	当ファンドに組入れている株式等の資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
自動けいぞく投資	当ファンドから生じる収益分配金を受益者に払い出しせずに、税金を差し引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
基準価額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った1口当たりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
収益分配	当ファンドが得た収益の中から受益者へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
個別元本	当ファンドの収益分配時、換金時等に課税上の基準となる受益者ごとの元本のことです。原則として個別元本は受益者が当ファンドを取得した時の価格となります。
信託報酬	当ファンドの運用、管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社および販売会社に支払われます。
解約請求および買取請求	解約請求は、当ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することを請求することをいいます。買取請求は、受益権を販売会社が買取することを請求することをいいます。
為替ヘッジ	外貨建の有価証券に投資する際、為替の変動による投資資産の価値変動リスクを軽減する取引のことをいいます。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いません。
ポートフォリオ	資産運用において、運用対象商品（株式等）の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
ポートフォリオ・マネジャー	資産の運用を行う運用担当者をいいます。また、企業取材（企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。）も行います。
アナリスト	企業の財務分析、業界分析等により、株式等の投資価値の分析・評価を行う者をいいます。
エコノミスト	経済の動きや諸問題に関する調査・分析・予測等を行う者をいいます。
株バリュエーション	企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。
流動性	株式等の組入る有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。
ベスト・アイディア	ある銘柄に対する、より株価の上昇が見込まれるかどうかの判断をいいます。ただし、当該銘柄の価格の上昇を保証・示唆するものではありません。
配当割引モデル	銘柄の割安度・魅力度を客観的に測る物差しです。当モデルは数値で表され、その値が大きいほど現在の株価水準は割安であることを示します。

追加型証券投資信託

J P Mアジア株・アクティブ・オープン

約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてJPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券に投資します。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等（約款第23条各項に定める取引をいいます。）は、約款第23条の範囲で行います。
- ④ スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。）は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。）は約款第25条の範囲で行います。
- ⑥ 投資信託証券（約款第20条第1項第9号に規定するものをいいます。）への実質投資割合（約款第20条第4項および第5項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
JPMアジア株・アクティブ・オープン
約 款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前の信託法（大正11年法律第62号）（以下「旧信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、旧信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ金1千億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第6項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及びおよび当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得単位、価額および手数料等)

第12条 委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした当該取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款(またはそれに相当するもの)にしたがって受益者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ当該取得申込者に限り、1円単位で取得の申込に応ずることができるものとします。また、取得申込日が別に定める現地の取引所の休業日(半休日を含みます。)と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額

に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関がそれぞれ別に定めます。
- ⑤ 別に定める各信託の受益者が、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該分配金にかかる第40条第1項に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第13条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条第2項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第18条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第19条 (削除)

(運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主としてJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるJPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定するものをいいます。）、ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）。

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法にて準用する場合を含みます。以下本条および第30条において同じ。））、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者、受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第23条から第26条まで、第28条、および第35条から第37条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行

います。

(運用の権限委託)

第21条の2 (削除)

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。)または外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引(金融商品取引法施行前の旧証券取引法(以下「旧証取法」といいます。))第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。)、有価証券指数等先物取引(旧証取法第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。))および有価証券オプション取引(旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。))ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。))

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象

金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下本号において「余資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「旧投信法施行規則」といいます。)第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引(旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の

総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為(それぞれ裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みません。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に

かかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第31条 (削除)

(混蔵寄託)

第32条 受託者は、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

(一括登録)

第33条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約金ならびに売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する第20条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度としします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内としします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から5月15日まで、および5月16日から11月15日とします。ただし、第1計算期間は平成10年11月30日から平成11年5月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託者は、前項における財務諸表の監査に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、当該諸費用は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2の率を乗じて得た額(ただし当該諸費用が300万円を超えるときは年間300万円とした額)を、当該金額にかかる消費税等に相当する金額とともに、計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の153の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了の日の翌営業日に信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第45条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金および一部解約金の支払い）

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第49条 委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買い取ります。ただし、買取申込日が、別に定める現地の取引所の休業日（半休日を含みます。）と同日の場合には、受益権の買取申込の受付は行いません。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

- ③ 委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。また、委託者が、別に定める各信託の受益権の取得申込を中止したときまたは既に受け付けた取得申込の受付を取り消したときは、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該信託の取得申込にかかるこの信託の受益権の買取請求の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の買取請求の受付を取り消すことができます。なお、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第50条 受益者（委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行を請求する日が、別に定める現地の取引所の休業日（半休日を含みます。）と同日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。また、委託者が、別に定める各信託の受益権の取得申込を中止したときまたは既に受け付けた取得申込の受付を取り消したときは、委託者は当該信託の取得申込にかかるこの信託の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑥ 委託者は、設定より2年経過後以降、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託を終了させることができます。この場合、第51条各項の規定にしたがいます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載

した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

(反対者の買取請求権)

第56条の2 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成10年11月30日

委託者 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める現地の取引所

約款第12条第1項、第49条第1項および第50条第1項の「別に定める現地の取引所」とは次のものとします。

香港証券取引所

II 別に定める各信託

第12条第5項、第49条第3項および第50条第5項の別に定める各信託とは次の通りとします。

J PM日本株・アクティブ・オープン
J PM中小型株・アクティブ・オープン

親投資信託

J P Mアジア株・アクティブ・オープン・
マザーファンド（適格機関投資家専用）

約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

成長性があり、且つ株価が割安と判断される銘柄への投資を中心とし、信託財産の長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。MSCI AC ファーイースト・インデックス（除く日本、配当込み、円ベース）をベンチマークとします。為替ヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資割合は、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等（約款第22条各項に定める取引をいいます。）は、約款第22条の範囲で行います。
- ④ スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。）は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。）は約款第24条の範囲で行います。
- ⑥ 投資信託証券（約款第18条第1項第9号に規定するものをいいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

親投資信託

J P Mアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前の信託法（大正11年法律第62号）（以下「旧信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、旧信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金200億円もしくは金200億円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金1,000億円もしくは金1,000億円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項もしくは第2項、第48条第1項、第49条第1項または第51条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の方法）

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる私募の方法により行われます。

（受益者）

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の追加型証券投資信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社とします。

（信託適格有価証券での取得の要件）

第8条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価額に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。

2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託および投資法人に関する法律第4条第2項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

（受益権の分割および再分割）

第9条 委託者は、第3条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第10条 追加信託金または追加信託にかかる信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価したもの。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時点の受益権総口数で除した金額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第12条 委託者は、受益証券の取得申込者による受益証券を記名式とする請求を受け、第9条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。また、当該請求により記名式となった受益証券を無記名式とする請求をすることはできません。

② 本受益証券には、「JPMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」という名称を付します。

③ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

④ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第13条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（記名式の受益証券の再交付）

第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

（1）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（2）有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（3）外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利

（4）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかる権利

（5）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかる権利

（6）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかる権利

（7）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利

（8）金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。）にかかる権利

（9）外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下

同じ。)において行われる有価証券先物取引(旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。)と類似の取引にかかる権利

ハ. 金銭債権(イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。)

ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)

2. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。))

9. 投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号に規定するものをいいます。))、ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に規定するものをいいます。))をいいます。以下同じ。))

10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。))

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。))

13. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの、および外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。))

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。))

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法(兼営法にて準用する場合を含みます。以下本条および第29条において同じ。))、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者、受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他

の信託財産との間で、第17条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条から第25条まで、第27条、第34条および第35条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第20条 (削除)

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第18条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。（以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第18条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下本号において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）

に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為(それぞれ裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第30条 (削除)

(混蔵寄託)

第31条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの(以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。)から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第32条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券

にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日とします。ただし、第1計算期間は平成15年2月7日から平成15年11月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用ならびに受託者の立て替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第41条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第42条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第43条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託にあつては追加信託差金、信託契約の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第45条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第46条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したと

きは、原則として、公告しません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は譲渡されることがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成15年2月7日

委託者 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 みずほ信託銀行株式会社